

女性活躍推進法に関する 特定事業主行動計画

高萩・北茨城広域事務組合

高萩・北茨城広域事務組合における女性活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下、「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、高萩・北茨城広域事務組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

国の説明資料では、計画期間は概ね 2 年から 5 年とされていますが、当組合では 5 年以内では、採用があるかどうか不確定であるため、本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 10 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備

組合人事担当部署では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

○女性職員の活躍に関する状況把握・課題分析

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、組合事務局、企業局において、以下のとおり、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

期間をもって状況把握する項目については平成 27 年度とします。

①採用した職員に占める女性職員の割合

平成 27 年度においては、非常勤職員 1 名採用しました。

職員の採用については、設立当初より構成市からの派遣職員で対応しており、平成 22 年度からは正職員 2 名、非常勤職員 1 名での体制であり、女性職員の採用はありません。

②平均した継続勤務年数の男女の差異

男性：29.3 年　　女性：0 年

③職員一人当たりの各月のごとの超過勤務時間

各月ごとの超過勤務時間：0.0 時間

④管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

女性管理職者数：0名

⑤監督的地位にある職員に占める女性職員の割合

係長相当職以上の女性職員数：0名

⑥男女別の育児休業取得率

平成27年度取得率 男性：0% 女性：0%

⑦男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

平成27年度配偶者出産休暇取得率 : 0%

育児参加のための休暇取得率 : 0%

○考察

当組合は、設立以降女性の正職員がいませんので、男女差を求めるような項目では極端な結果となっています。また、そもそも職員数が少なく、採用も約30年ないため、単年度の分析では値のない項目も存在します。

女性の正職員がいないという現状を踏まえ、まずは正職員に占める女性職員の割合を増やすことを目標とします。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

次回の職員採用時に、女性の採用試験受験者を増やすよう、積極的に広報できるように検討します。